

○学校法人東海大学外部研究費受入処理規程運用細則

(制定 2000年4月1日)

改訂	2006年4月1日	2009年4月1日
	2012年4月1日	2013年4月1日
	2021年4月1日	2023年4月1日

(目的)

第1条 この細則は、学校法人東海大学外部研究費受入処理規程（以下「処理規程」という。）の運用上、必要な事項を定める。

(研究促進費)

第2条 研究促進費とは、次の研究費をいう。

- (1) 処理規程第4条第2項に定める、外部研究費の年度終了後（ただし、受託研究費は契約期間終了後）に取扱う研究費
 - (2) 前号を除き、研究促進費として定められた研究費
- 2 研究促進費は、年度終了後の各研究費を一括し、各機関における研究充実活性化の財源として有効活用する。
- 3 研究促進費は、次のとおり取り扱うものとする。
- (1) 研究促進費は、原則として当該研究者単位に再度一括配分する。
 - (2) 研究促進費は、事務管理責任者のもとに補助簿を作成し、研究者単位に記録管理しなければならない。
 - (3) 事務管理責任者は、研究者に対して研究促進費の決定通知書を年度ごとに通知する。
 - (4) 研究者が、本学において研究を継続できない等の事由が発生した場合、事務管理責任者は研究者と協議の上、所定の手続きにより処理する。
 - (5) 研究促進費が当該年度に執行されない場合については、翌年度に繰り越すことができる。

(一般管理費)

第3条 処理規程第9条に定める一般管理費は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 外部研究費の一般管理費は、原則として直接経費の15%とする（1円未満の端数は切り捨て）。
- (2) 国・地方公共団体等公的機関からの受け入れに関しては、経費交付元の規程等を優先して取り扱う。

(間接経費)

第4条 処理規程第10条に定める間接経費は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 外部研究費の間接経費は、原則として直接経費の30%とする（1円未満の端数は切り捨て）。
- (2) 国・地方公共団体等公的機関からの受け入れに関しては、経費交付元の規程等を優先して取り扱う。

(予算編成)

第5条 外部研究費及び研究促進費の執行に際しては、各機関及び各校舎の研究事務担当

部署にて予算案を取りまとめ、勘定科目別に予算編成しなければならない。

(決算諸表の作成)

第6条 事務管理責任者は、処理規程第12条に基づき決算書類を作成の上保管し、必要に応じて各機関及び各校舎の会計担当部署に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この細則に定めのない事項又は細則の解釈に疑義が生じた場合は、関連諸規程に定められた内容に従って処理し、関係部署と協議の上取り扱うものとする。

(事務)

第8条 この細則の改廃に関する事務は、学長室が担当する。

付 則

この細則は、2000年4月1日から施行する。

付 則 (2023年4月1日)

この細則は、2023年4月1日から施行する。